

(参考) よくあるお問合せ

Q1. 令和3年の確定申告書の写しがないのですが、どうすればよいですか？

A1. 市役所1階「課税課市民税係」において、「令和4年度課税証明書」を発行しております。令和3年の農業所得額も記載されますので、こちらを取得・添付してください。原則、即日発行が可能ですが、料金が別途300円必要です。

なお令和3年において農業所得の確定申告を行っていない方につきましては、課税証明書を取得いただいても本給付金にはご申請いただけませんので、ご注意ください。

(課税証明書に関するお問合せ先)

政策経営部 課税課 市民税係 場所：国立市役所1階15番窓口

電話：042-576-2113 (直通)

<参考：課税証明書の様式>

令和 4年度		市民税・都民税		課税証明書	
納税義務者	住所	東京都国立市			
	氏名				
令和 3年分 合計所得金額		市民税 所得割額	市民税 均等割額	都民税 所得割額	都民税 均等割額
				年税額	
所得の内訳		金額		所得控除金	
給与所得				雑 捐	
(給与収入)				医療費	
農業所得				社会保険料	
不動産所得				小規模企業共済	
一般株式等の譲渡				生命保険料	
以下余白				地震保険料	
				障・寡・ひ・勤	
				配偶者	
				配偶者特別	
				扶 養	
				基 礎	
				所得控除合計	
				山林	
				株式等	
				先物取	
				分配金	
				非課税項目	
				地方税法	
				第295条	
				第24条の5	
				専ら一般	
				ひとり親	
				年少	
				勤労学生	
				老 人	
				未成年者	
				内同居	
				特別障害者	
				内同居	
				普通障害者	
				扶養親族合計	
				人	

確定申告を行っている場合、
赤色の欄に農業所得額が記載されます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 4年 月 日

東京都国立市長
永見 理夫

専ら課税
用印

令和3年度以後の給与所得については、所得金額調整控除が適用される場合は、適用後の金額となっております。

Q2. 国立市外にも農地を所有していますが、交付対象となりますか？

A2. 市外に農地を所有されている方も、交付対象となります。また、市外にのみ

農地を所有されている方についても、交付対象となります。

Q3. 同一世帯内で、個人と法人で分けて確定申告を行っていますが、2件とも交付対象になりますか？

A3. 確定申告上の農業所得が二重に積算されていなければ（両者が別経営体であれば）、それぞれを対象としてご申請をいただけます。

Q4. 同一世帯内で複数名がそれぞれ確定申告を行っていますが、全て交付対象になりますか？

A4. 確定申告上の農業所得が二重に積算されていなければ（両者が別経営体であれば）、それぞれを対象としてご申請をいただけます。

Q5. 申請者名は、確定申告書の申告者名と同じでないと申請できませんか？

A5. 同一世帯内の構成員であることが確認できれば、同一名でなくてもご申請をいただけます。その場合は、必ず別添の「委任状（受領）」を作成・提出してください。

Q6. 申請者以外が窓口で書類提出をすることは可能ですか？

A6. 可能です。なお、申請者ご本人以外の方によるご提出は「使者」とみなし、ご本人による手続きにあたるものと考えられるため、委任状の提出は求めておりません。

Q7. なぜ肥料類に支払った実費を補填するのではなく、農業所得額に応じて給付金を交付するのですか？また、農業所得額に乗する「0.035」の数値の根拠は何ですか？

A7. 本事業では、（1）今般の肥料類価格高騰による市内農業者の皆様のご負担を速やかに補填する必要があったこと、また（2）市として確保すべき予算額の大枠を予め把握する必要があったことから、実費が発生してからの補填ではなく、令和3年中の農業所得額に応じて給付金額を決定する事とさせていただきました。

また、「0.035」という数値については、（A）「農家アンケート」（令和3年5月実施）の回答結果、（B）営農方式（作付品目や面積等）が異なる農業者への実態ヒアリング、（C）東京みどり農業協同組合への肥料類価格高騰の実態調査等を基礎として算出しており、令和3年の農業所得額に対応する肥料類価格高騰の影響値（前年と同等の肥料類を購入した場合に追加で支払うと考えられる金額）として扱っています。

以上